

令和4年 第7回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年7月12日					
3. 開催通知の期日	令和4年7月12日					
4. 招集期日	令和4年7月29日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	12	下田和浩	出
	2	湯本久万	出	13	小池俊治	出
	3	湯本智明	出	14	齊藤蝶次郎	出
	4	山本武彦	欠	15	佐藤次雄	出
	5	山口 剛	出	16	白鳥金次	出
	6	望月美知子	欠	17	湯本貴文	出
	7	福井敏彦	出	18	上原 仁	出
	8	渡辺輝子	出	19	山本善孝	出
	9	湯本 浩	出			
10	藤浦忠広	出				
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		梨本祥子			出
	書 記		石川政志			出

11. 報告事項

- 報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第19号 農地法施行規則第29条第1号による届出について
 報告第20号 農地法施行規則第53条による届出について

12. 提出議案

- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第19号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

農地最適化交付金事業実施要綱の改正について
農地の賃貸借契約について
農用地利用状況調査（農地パトロール）について

<開会>

会長代理 皆様、ご苦労さまです。

それでは、これより令和4年第7回山ノ内町農業委員会定例総会を行います。

本日の欠席は、山本武彦委員、望月美知子委員より連絡がありました。

それでは、招集者挨拶、山本会長、よろしくお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

また、仕事のお忙しい中、また暑い中、梅雨に入って雨が続いた中、梅雨明けが早いなという情報もありましたが、梅雨がまた戻ったというような状況が続く中、ここでようやく夏らしい夏が来たかなと思う陽気になってきたところですが、今のところ町内においても農作物の被害もなく、順調に進んでいると思われませんが、これからまだ秋まで先が長いわけですが、何も無いことを祈る中で、また皆さんの農業委員活動のほうも頑張ってくださいと思います。

それと、昨日ですか、農業新聞の購読の件で東京都内のほうから農業新聞の、広報についての購読依頼のお願いということで、県の担当者の方と2名で町のほうへ出向いてきてまして、ぜひ農業新聞の購読をしてもらうようにまた勧誘のほうをよろしくお願いいたしますということをお願いに来ました。それで、話を聞いた中では、町内の方で購読されている方が45名ほどとお聞きして、私のほうもそのぐらいなのかなと思ってびっくりした状態の中なのですが、当委員会においても購読されている方が9名とおっしゃっていたと思うのですが、また、当委員会の中でも農業新聞を購読されていない方は、内容的にも見ていただければ参考になる記事がたくさん載っていると思いますので、また購読のほうをよろしくお願いいたします。

今日は、簡単ですが、以上で挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 では、お手元の定例会の次第に沿って始めたいと思います。

4番の議事録署名委員の選任ですが、今回は

17番 湯本貴文 委員

1番 湯本幸作 委員

よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入りたいと思います。

(1) 報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よ

り説明をお願いいたします。

事務局 1 ページ目をお願いします。報告第 18 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、今月 1 件です。
農地所有者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地は、大字夜間瀬字 〇〇〇〇〇〇ー〇ほか 3 筆、現況地目は畑、現況面積合計で 3, 975 平米。あっせん希望はございません。
以上、報告します。

議長 ありがとうございます。
報告事項なのですが、何か質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら次に進みます。(2) 報告第 19 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 2 ページをお願いします。報告第 19 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号による届出について、今月 2 件です。
まず 1 件目、農地の所在地は、大字寒沢字 〇〇〇〇〇〇ー〇、同じく 〇〇〇ー〇、〇〇〇ー〇、台帳地目は 〇〇〇ー〇及び 〇〇〇ー〇が田、〇〇〇ー〇が畑、現況地目はいずれも畑です。農地は 3 筆合計 73. 68 平米、農地区分は 1 種農地に該当します。申請人は、山ノ内町、事由の詳細は、令和元年度に発生した台風 19 号災害により 〇〇〇の護岸が掘削されたため、復旧工事を実施するものです。場所ですけれども、12 ページの位置図をお願いします。〇〇〇〇〇に面した農地となっております。公図を次の 13 から 14 ページ、登記完了証を 15 から 16 ページにつけてあります。2 ページに戻っていただいて、続いて 2 件目になります。農地の所在地は、大字佐野字 〇〇〇〇〇〇、地目は台帳、現況ともに田。面積は 1, 604 平米のうち 7. 47 平米、農地区分は 1 種農地に該当します。申請人は、〇〇の 〇〇〇〇、事由の詳細は、農業用機械の格納用の農業用倉庫を建築するというものです。場所ですけれども、17 ページの位置図をお願いします。〇〇〇〇インターチェンジから 〇〇方面へ 600 メートルほど進んだ農地です。公図を 18 ページ、登記簿謄本を 19 ページ、立面図を 20 ページ、平面図を 21 ページにつけてあります。
以上、報告します。

議長 ありがとうございます。この報告事項について何か質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら次に進みます。(3) 報告第 20 号 農地法施行規則第 53 条による届出について、説明をお願いいたします。

事務局 資料 3 ページをお願いします。報告第 20 号 農地法施行規則第 53 条による届出について、今月 1 件です。
農地の所在地ですが、大字夜間瀬字 〇〇〇〇〇ー〇、地目は登記、現況ともに畑で、面積が 427 平米のうち 2. 25 平米、2 種農地に該当しまして、こちらに 〇〇〇〇〇〇の携帯電話基地局の建築を行うものでございます。申請人ですが、土地所有者は 〇〇〇の 〇〇〇〇、事業実行者は 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、事由の詳細ですが、夜間瀬における 〇〇〇〇〇〇の電場開設のためでございます。場所ですけれども、資料 22 ページをお願いします。〇〇の 〇〇〇から 〇〇の集落へ約 300 メートルほど進んだ農地でございます。その他の資料、公図の写しは 23 ページ、登記簿謄本は 24 ページ、図面は 25 ページにつけてあります。

以上、報告します。

- 議 長 ありがとうございます。
報告事項でありますけれども、何か質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら次へ進めさせていただきます。(4) 議案第17号 農地法第3条
の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 資料4ページをお願いします。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請
について、今月1件です。
申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに7,857平米、家族総
数1、稼働人員がゼロです。受人は、〇〇〇の〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,
508平米、家族総数2、稼働人員が2です。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇
〇、同じく〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇-〇の4筆、地目は畑で、合計面積
が7,465平米となります。契約内容は売買で、価格は13万円となります。理由
ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため経営規模の縮小、受人につつま
しては、経営規模の拡大となります。位置図を26ページ、公図を27ページ、28
ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇にかかる〇〇〇〇から北の
方角にある農地となっております。
以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満た
していると考えます。よろしく申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。
この案件について補足説明をお願いいたします。下田委員、よろしくようお願いいたしま
す。
- 下田委員 渡人の〇〇さんは、〇〇の〇〇〇に住んでいて、今、夜勤の仕事ということで、この
土地は相続してまだ1年未満という土地で、お父さんは生前のときからほかの人に
貸し出していた畑であります。そういった事情で、〇〇さんは売却を希望していて不
動産屋に依頼したと。〇〇さんは、その組合さんの〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんの娘さんであ
りまして、〇〇〇
のところの〇〇という場所に1筆畑を所有して、今、元
気でそばを栽培している方であります。この農業委員会です許可が下りたら、登記して
耕作に入るということで、その時間が少しかかるので、今年は耕作できないかもしれ
ないので、この委員会で一言耕作説明で皆さんにお伝えしていただきたいという旨
を承りましたので、ぜひお願いしたいと思います。今お話したように問題はないと
思いますので、よろしく申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、(5) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務
局より説明をお願いいたします。
- 事務局 5ページをお願いします。議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請につ
いて、今月1件でございます。
農地の所在地ですが、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇-〇、登記、現況ともに畑で、面積が
214平米のうち1平米、農地区分は3種の農地でございます、こちらにのぼり旗
ポールを立てるために農地の一部を占用したいということでございます。申請人で

すけれども、渡人は〇〇の〇〇〇〇、受人は〇〇〇、契約内容は賃貸借です。事由の詳細ですけれども、地区の祭事でのぼり旗を立てるための常設ポールを設置するというものです。場所ですけれども、資料29ページの位置図をお願いします。〇〇〇から県道の中野方面へ275メートルほど進んだ交差点付近の農地です。30ページに公図の写し、31ページに登記簿謄本の写し、32ページに公図の図面をつけております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
この案件について補足説明を湯本智明委員、よろしくお願いします。

湯本智明委員 この地区は、〇〇〇の周辺の地区でありまして、だんだん宅地が下のほうへ伸びていきまして、お祭りのポール、竿が村の外れにあったほうが良いというような昔からのあれもあるそうですので、そこの地区が広がったということで今ある場所から、今の竿も〇〇駅のすぐそばに立っているわけですけれども、村の外れということで、この先線の交差点の辺のいい土地がありましたので、そこへ今度は常設のポールを立てるといって委員のほうで決まったそうです。面積的にもそんなに多くありませんし、水位も危なくないと思いますので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、(6) 議案第19号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料の9ページをお願いします。議案第19号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、新規が1件、再設定が6件の計7件です。
1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で面積は4,060平米のうち3,060平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。
2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で面積は1,486平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。
3件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の一の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で合計面積は2,689平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で1万円の再設定となります。
4件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で面積は2,481平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は、全体で2万円の再設定となります。
5件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇〇-〇、畑で合計面積は1,643平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定

でそばの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、畑で合計面積は3,035平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇-〇、畑で合計面積は1,689平米です。利用権の種類は賃借権で、3年の設定でそばの作付を予定しています。賃料は、10アール当たり1,000円の再設定となります。

以上7件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、1番の案件について、下田委員、補足説明をお願いいたします。

下田委員 〇〇さんは、住所がここにあるように埼玉県ということですので電話確認ということになりました。レインボー倶楽部の会長〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが連絡してくれて、なかなか出てくれないということだったのですけれども、〇〇さんの奥様、おばあちゃんから電話があつて、継続で借りていただきたいという返事をもらったということを受けまして、私も電話を差し上げて、結果的には留守番電話ということになりましたが、数回確認の電話を留守番電話に入れさせていただきました。

借り受ける〇〇〇〇さんは、区の保護司をやったり、猟友会、また、今の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇所属ということで、本人も積極的に従事しておりまして、問題ないと思いますので、再設定ということもありまして、問題ありませんのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。1番の案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願ひします。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

続いて、2番の案件について、補足説明を下田委員、お願いいたします。

下田委員 今回新規ということなのですがすけれども、もともとはこの〇〇さんの土地を〇〇〇〇一の設立当初の中心であった〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんが借りてやっていたが、ご高齢ということで耕作できないということで申出がありまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の会長〇〇〇〇さんが前任の農業委員の〇〇さんに依頼をして、吉池さんが引き受けてくれるということになりまして、新規ということなのですがすけれども、山岸さんからすれば継続で再設定ということになります。問題はないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、3番の案件について、補足説明を齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員 〇〇〇〇さんは、お母さんと2人でブドウとリンゴを作っておられます。いいものを作っておられます。〇〇さんは、ちょっと仕事をそんなにできないタイプで、もう何回か借りていただいています。問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、4番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本貴文委員 ○○さんにおきましては、もう高齢でもあり、ちょっと作業ができないということ、
○○さんはもう意欲的に、認定農業者でもありますので、元気でやっております
ので、また再設定ということでもありますので問題ないと思います。よろしくお願
いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について、下田委員、お願いいたします。

下田委員 ○○○○さんは、○○で○○○○○○○○を経営しておりまして、今回のこの土地
は、もともとお父さんがほとんど畑などを耕作していたという実情で、お父さんが亡
くなって以降は貸出しということでやってきました。それで、○○○君は○○○○○
の中で若手として中心に○○○○○の運営に携わって耕作をやっていらっしゃいま
すので、また、再設定ということもあって問題はないと思いますのでよろしくお願
いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件について、福井委員、お願いいたします。

福井委員 ○○○さんは、○○○○○○○○○に所属しておりまして、○○○○○○○○○では○○
さんの畑を借りてこれまでもそばを作ってまいりました。現地を見てきましたけれ
ども、きれいに整備され、耕作されており、これからも問題ないかと思えます。よろ
しくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
それでは、7番の案件について、下田委員、補足説明をお願いいたします。

下田委員 ○○さんは、もともと○○○に住まれて、畑はもともとお父さんとお母さんがずっと
耕作をやっていたということでした。ただ、○○さんが○○○に引っ越していらっし
ゃって、自分が気になったということで貸出しのほうになったということで、○○○
さんは、先ほども申し上げたとおり、○○○○○の中心で○○○○○の中で中心的に
活躍しているという方で問題はないと思います。また、これも再設定ということ
で問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

ありがとうございました。本日の議事は、以上をもちまして終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

<その他> 農地最適化交付金事業実施要綱の改正について
農地の賃貸借契約について
農用地利用状況調査（農地パトロール）について

会長代理 以上をもちまして第7回山ノ内町農業委員会定例総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4時50分